

三十日分まで低下することを得しめ辛うじて従来の
勞務に服することを得るに之より輕易ならざる他の
勞務に服する可能を失ひたるものに對しては九十日
分以上の扶助料を支給するを以て適當なるものと認
む
次に遺族扶助料につきて見るに諮問案は之を以て終
身勞務に服する能はざる場合より少額の扶助を以
て足るものとせざるに單に經濟上より見るに必ずし
然らざる場合あるのみならず遺族慰藉の趣旨を以て
まゝむべきものとせざるを以て終身勞務に服すること能
はざるものに對する場合と同額と爲すを以て適當な
りと認めむ

打切扶助料は療養三年を経るに猶治療せざる場合に

支給せらるゝものなるを以て、其の支給を受くる者
は傷病重篤にして多くは將來治療することあるに勞
務に服する能はざる障害を遺すべきものと推定する
と妨がが而し尚治療に至る迄療養費の支出を要する
の状態に在り故に障害扶助料第二號と同額となすを
以て適當なりと認めむ

四、試期は之を二週間とすること（諮問案第三三）
永續的雇傭關係に入るに先ち作業適否を決定するに
は一週間の短期日と以ては不充分の場合あるべく二
週間を以て適當なる期間と認めむ

五、就業規則は常時職工十五人以上を使用する工場に
は之を制定せしむること（諮問案第二四）
就業規則を制定し雇傭及就業に關する諸條件を明に